

別紙:在日コリアンへの差別に関する UPR の第二サイクルにおける勧告

147.34 人種差別及び性的指向に基づく差別からの法的保護の強化を検討すること。(カナダ)

147.35 直接的・間接的差別を禁止するための特別な法律を制定するよう述べた人種差別撤廃委員会の勧告を履行すること。また、管轄権を有する国内裁判所を通じた効果的な保護及び救済へのアクセスを保障すること。(南アフリカ)

147.37 立法レベルにおいて人種主義的又は外国人排斥の発言を直接禁止する措置をとること、及び適切な国内裁判所における効果的な保護及び法的抗弁の手段へのアクセスを保障すること。(ウズベキスタン)

147.40 民族的少数者の児童や日本国籍を持たない児童、障害のある児童に対する差別を排除するための法的措置を取ること。(イラン)

147.63 いかなる理由に基づく差別とも闘い予防するための努力を継続すること。(キューバ)

147.64 言語、ジェンダー、人種、宗教又は国籍に基づく差別を含む全ての形態の直接的又は間接的差別の禁止を継続すること。(パレスチナ)

147.84 反人種主義及び反差別措置の強化を継続すること。(ナミビア)

147.85 人種差別撤廃条約に沿った形で国内法において差別の定義をすること。及び年齢、ジェンダー、宗教、性的指向、民族又は国籍に基づくものを含む全ての形態の直接的及び間接的差別を禁止すること。(ノルウェー)

147.91 在日韓国・朝鮮人(Koreans)に対する全ての形態の差別を排除するための措置を取ること。(朝鮮民主主義人民共和国)

147.92 特に移民、外国人、庇護申請者及び難民に対する差別と不寛容と闘うための努力を進めること。(チュニジア)

147.160 マイノリティ女性の状況に関する包括的調査を実施し、マイノリティ女性の生活状況を改善するための国家戦略を発展させるとの女子差別撤廃委員会による勧告を履行すること。(ドイツ)

147.161 少数者の状況を改善するための計画及び政策を促進・実行し、彼らを言語的、文化的及び社会的レベルにおいて支援すること。(リビア)

147.163 移住労働者及びその他の少数者集団の人権に関する大衆の啓発を更に強化すること。(ミャンマー)

147.166 難民を含む外国人の人権を保護し、彼らに対する法律上及び慣習上の差別を防止する努力を継続すること。(スーダン)